



令和2年度

中小企業向け

広島県制度融資のご案内

広島県制度融資とは

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみならず必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。



融資の対象となる方

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(個人事業主を含む)、事業協同組合等(創業支援資金等は、この限りではありません。)

対象事業者

- 1 中小企業者**
資本金又は従業員数のどちらかが右表に該当する方
- 2 小規模企業者**
中小企業者のうち、従業員が20人(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の企業等
※ 消費生活協同組合は除く
- 3 組合等**
事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合並びにこれらの者で組織する連合会

対象業種

区 分		資本金	従業員数
会社・個人	製造業等(建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
	医療法人等(医業を主たる事業とする法人)	—	300人以下
	消費生活協同組合	—	—
	特定非営利活動法人	—	上記会社・個人に準ずる

- 信用保証協会の保証対象業種が融資の対象となります。
- 風俗関連営業等や金融・保険業等、政治・経済・文化団体、宗教法人等は融資の対象とはなりません。

制度の概要

※別途、対象要件があります。(詳細は中面 制度一覧をご確認ください。)

一般的な事業資金が必要な方

- ①一般資金 ②流動資産担保資金 ③小口資金
- ④無担保資金 ⑦無担保スピード保証融資



売上減少など経営に支障が出ている方
事業再生に取り組む方

- ⑤セーフティネット資金(国指定) ⑥倒産防止等資金(県指定)
- ⑦緊急経営基盤強化資金 ⑧借換資金 ⑨事業再生支援資金
- ⑩特別資金

既存資金の借換をしたい方

- ⑧借換資金 ⑨事業再生支援資金
- ①一般資金〔県費預託融資の運転資金のみ〕
- ⑦無担保スピード保証融資



創業資金が必要な方

- ⑪創業支援資金

事業承継に取り組む方

- ⑫事業承継支援資金

事業規模の拡大をする方
新事業展開に取り組む方

- ⑬事業活動支援資金
- ⑭新成長分野支援資金



人材確保に取り組む方
働き方改革に取り組む方

- ⑮雇用促進支援資金
- ⑯働き方改革・女性活躍推進資金



お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

※現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることもできます。

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合 笠岡信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合
その他	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫

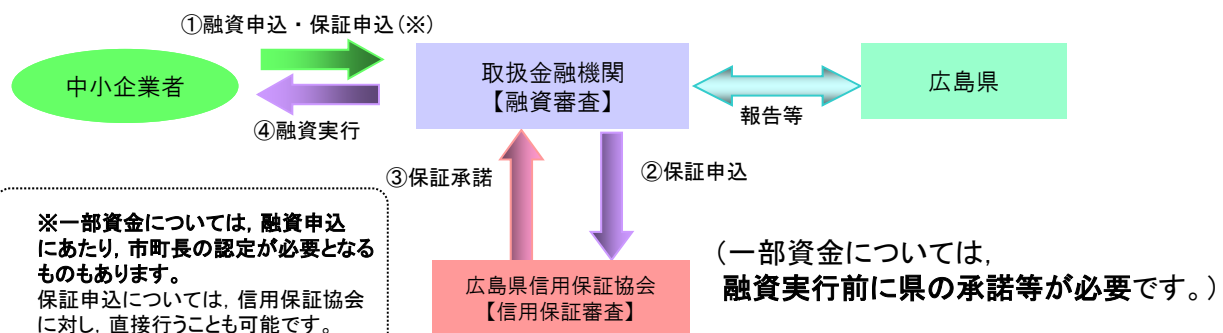
○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。
また、一部の資金を除き広島県信用保証協会の信用保証承諾が必要です。



【融資までの一般的な流れ】



お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

TEL: 082-513-3321

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県公式ホームページ

広島県 中小企業向け融資制度

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168838262945.html>

【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

- ・ 本 所 (〒730-8691 広島市中区上幟町3-27 TEL 082-228-5501)
- ・ 福山支所 (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパーク7階 TEL 084-923-4893)
- ・ 呉 支 所 (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階 TEL 0823-21-9281)
- ・ 備北支所 (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階 TEL 0824-62-3917)

【令和2年4月1日時点】